

判例第 13/2017/AL 号

信用状 (L/C) の基礎となる国際商品売買契約が取消された場合における L/C の決済効力について

2017年12月14日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官による2017年12月28日付決定第299/QĐ-CA号に従い公表された。

判例の源

ホーチミン市における原告たる A 一人有限会社（ギエンヅイ T が委任代表者である）と被告たる B 社間、関連する権利義務を有する者が E 株式商業銀行（フアーアイン K が委任代表者である）と N 銀行である、「商品売買契約紛争」という経営商業事件についての最高人民裁判所裁判官評議会による2016年11月10日付監督審決定第17/2016/KDTM-GĐT号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」第34及び第36段落

判例の内容の概要

- 判例の事実

国際商品売買契約では、決済手段が信用状 (L/C) であり、L/C 決済の実施が国際商業慣習（国際商業会議所による2007年付第6回の改訂信用状統一規則 (UCP 600)）に従い、ベトナムの法令の定めるところに合致すると合意された。L/C の基礎となる国際商品売買契約は取消された。

- 法的解決策

この場合、裁判所は、信用状 (L/C) の基礎となる国際商品売買契約が取消されたとの理由で、信用状 (L/C) は決済効力を失わないとするべきである。

判例に関連する法令の規定

- 2005年民法第3条（2015年民法第5条が対応する）
- 「決済サービス提供組織を通じた決済事業の規則」に関する国家銀行による2002年3月26日付決定第226/2002/QĐ-NHNN号
- 国際商業会議所による2007年付第6回の改訂信用状統一規則 (UCP 600)

判例のキーワード

「信用状」、「L/C」、「UCP 600」、「国際商業慣習」、「商品売買契約」、「国際商品売買契約」、「契約が取消された」

判例の内容

2011年9月15日付訴状、2011年9月22日付修正・補足訴状及び事件解決過程において、原告たる A 一人有限会社の適法な代表者であるマイティトゥエット N は、次のとおり陳述した。

2011年6月7日に、A 一人有限会社（以下「バイヤー」、「A 会社」をいう）及び B 会社（以下「セラー」をいう）は、2011年6月7日付国際商品売買契約第 FARC/RCN/IVC/036/2011 号（以下「2011年6月7日付売買契約」という）を締結した。2011年6月7日付売買契約の内容によれば、バイヤーは、コートジボワールの殻付カシューナッツを 1,385.50 USD/1 トンで 1000 トン購入し、決済方法は、商品の配達日から 90 日以内の船荷証券 (B/L) に基づく L/C 決済による 98% の後払いである。品質の基準は次のとおりである。

- 仁の回収率は 45 lbs / 80 kg であり、回収率が 45 lbs / 80 kg 未満である場合、商品の受取りを拒否する権利を有する。

- 種子：種子の最大数は 205 / kg である。220 種子 / kg は受取りを拒否する。

- 最大湿度は 10% である。拒否である湿度は 12% 超である。

商品は、配達時点に貨物到着港であるホーチミン市で、Vinacontrol により品質と重量の検査を受ける。

L/C 決済による 90 日以内の後払いという決済方法である以上、2011 年 7 月 7 日に、バイヤーは、セラーからの商品の購入手続きを完成させるため、E 株式会社商業銀行 DD 支店に対し、後払い L/C 第 1801ILUEIB110002 号（以下「L/C 第 1801 号」という）の発行を依頼した。

商品を受け取った後、契約第 8 条に基づき、バイヤーは、Vinacontrol の監督下で荷揚げ港であるホーチミン市のカットライ港で商品の品質と重量を確認し、セラーが商品の品質を保障しないとわかった。具体的に、Vinacontrol による 2011 年 8 月 31 日付商品の重量、品質及び状態を確認する証書第 11G04HN05957-01 号及び第 11G04HN05939-01 号によれば、2 回のサンプルカットにおける回収できるカシューナッツの仁の平均割合は、37.615 lbs/80kg であった（この割合は、商品の受け取りの拒否条件より 10 lbs ほど低い）。そのような貿易の詐欺につき、バイヤーは、輸入カシューナッツの貨物に関する発生した問題を解決するため、何度もセラーに連絡してみたが、セラーから全く対応がなかった。

仁の回収率が 45 lbs / 80 kg 未満であることは、契約上の商品の受け取りの拒否条件であるため、2011 年 9 月 15 日にバイヤーは、ホーチミン市人民裁判所に訴状を提出し、セラーに対し、1000 トンカシューナッツの貨物を回収するように強制することを請求し、代金の支払いを拒否した。それと同時に、E 株式会社商業銀行が L/C 第 1801 号によるセラーへの 1,313,308.85 USD の支払を裁判所のその他の決定があったときまで中止するように、裁判所に対して緊急保全処置の適用を請求した。

2013 年 8 月 12 日に、バイヤーは、2011 年 6 月 7 日付売買契約の取消し及び L/C 第 1801 号の取消しを請求する追加提訴請求につき、訴訟費用の前金を納めた。

第一審の公判で、原告は、次のとおり請求した。

1. 2011 年 6 月 7 日付売買契約を取り消すこと。
2. セラーに対し、判決の効力が発生した時、直ちにドンナイ省、L 県、C 村、1 A 国道、C2 区に所在するバイヤーの倉庫へ貨物を受け取りに来るよう強制すること。判決の効力発生日から 30 日が経たにもかかわらず、セラーがバイヤーの倉庫へ貨物を受け取りに来ない場合、判決執行機関は、倉庫のスペースをバイヤーに返却するため当該貨物の販売を行うことができる。
3. L/C 第 1801 号につき、バイヤーの決済義務を取消し、E 株式会社商業銀行に対し、L/C 決済の担保としての 1,313,308.85 USD の供託金を直ちに原告に返還するよう請求すること。
4. 判決が効力を発生するときまで、裁判所が 2011 年 9 月 23 日付緊急保安措置の適用決定第 101/2011/QĐ-BPKCTT 号を継続に適用すること。それと同時に、バイヤーに対し、裁判所の決定に基づき、T 銀行の P 支店で担保措置の設定として預かった 15 億ドンの金員の回収を容認すること。

被告である B 会社（セラー）は、本店が外国に所在し、裁判所から、民事訴訟法、2007 年司法支援法及び 2011 年 9 月 15 日付省合同通達第 15/2011/TTLT-BTP-BNG-TANDTC 号の定めるところにより、適法に送達されたが、出頭せず、返信しなかった。

関連する権利及び義務を有する者である E 株式会社商業銀行は、次のとおり陳述した。

バイヤーの依頼に従い、2011 年 7 月 7 日に、E 株式会社商業銀行 DD 支店は、次の内容の L/C 第 1801 号を発行した。

- L/C 価値 : 1,357,790 USD

- 目的 : コートジボワールから 1000 トンの殻付カシューナッツを輸入すること

- 買取銀行 : シンガポールの N 銀行

- 受取者 : B 会社

- UCP 600 に基づいて発行した後払い L/C、確定可能な条項

- 担保措置 : 第三者による保証、担保財産、預金カード

- 決済期限日 : 2011 年 9 月 29 日 (961,813.66 USD)、2011 年 10 月 17 日 (351,495.19 USD)

適式な書類セットの全てを受領した後、バイヤーは L/C につき完全な価値で期限通りに決済すると確認し署名した。バイヤーの承認に基づき、E 株式会社商業銀行 DD 支店は、引受為替手形を承認した。

L/C が承認された上で、書類セットの状況に基づき、N 銀行はセラーに対し、1,313,308.85 USD に相当する書類の 3 セットにつき 2011 年 7 月 25 日、28 日及び 8 月 8 日に無償還請求権のネゴシエーションを行った。

発行した L/C の内容に従い、L/C は、最新版の「信用状統一規則」（現在は UCP 600 である）により支配され適用される。UCP 600 の定めるところにより、E 株式会社商業銀行は、書類セットに基づく信用状を発行し、決済を誓約する銀行であり、このようなことはバイヤーがセラーに決済することを意味する。バイヤーの適式な書類セット及び L/C 承認に基づき、E 株式会社商業銀行は、引受為替手形を承認した。N 銀行がセラーに対し上記の L/C の書類の 3 セットにつき、無償還請求権のネゴシエーションを行った。

E 株式会社商業銀行は、L/C 第 1801 号を取消し、E 株式会社商業銀行が原告に 1,313,308.85 USD の供託金を返済するという原告の請求を認諾しない。E 株式会社商業銀行は、N 銀行に L/C の合意のどおりに決済するため、裁判所に対し、2011 年 9 月 23 日付緊急保安措置の適用決定第 101/2011/QĐ-BPKCTT 号を取消すよう請求した。

関連する権利及び義務を有する者である N 銀行は、次のどおり陳述した。

2011 年 6 月 7 日付売買契約及び L/C 第 1801 号に基づき、N 銀行（シンガポールに所在する支店）は、E 株式会社商業銀行が発行した決済保証信用状による決済を実行するためのセラーが指定した銀行である。

UCP 600 の原則に基づいて、N 銀行は、2011 年 7 月 25 日、2011 年 7 月 28 日及び 2011 年 8 月 8 日にセラーが提示した適式な書類セットにつき、ネゴシエーションを行い、セラーに信用状の価値に応じて決済した。すなわち、N 銀行は、適法に L/C 第 1801 号とその他の関連する書類を買取り、この信用状のすべての決済に対し直接の受取者となった。書類が上記の信用状の定めるところにより、適切に提示された後、E 株式会社商業銀行は、書類セットの承認を確認し、N 銀行に対し 2011 年 9 月 29 日及び 2011 年 10 月 17 日に決済を行うと誓約したが、バイヤーの請求及び裁判所による 2011 年 9 月 23 日付緊急保安措置の適用決定第 101/2011/QĐ-BPKCTT 号の発行のため、決済が行うことができなかった。

N 銀行は、裁判所に対し、2011 年 9 月 23 日付緊急保安措置の適用決定第 101/2011/QĐ-BPKCTT 号を直ちに取消すよう請求し、バイヤーに対し、N 銀行が違法な緊急保安措置の適用請求により E 株式会社商業銀行から信用状の価値の決済を受けることができないこのにつき損害賠償を請求した。N 銀行が損害賠償として請求した金額は、N 銀行が、E 株式会社商業銀行に適切に提示した 3 セットの書類に従って決済する必要がある金額に応じた、E 株式会社商業銀行と合意した決済期限の到来日（2011 年 9 月 29 日）から N 銀行が訴訟参加申請書を提出した日までの決済遅滞日数に応じて支払っていない利息金である。この利息金は、申請書の提出時点における銀行間の無期限の USD のローンの利息（3.8%/12 か月）に基づくものである。N 銀行が損害賠償を請求した賠償金の総額は 33,270.49 USD であり、694,188,774 ドンに相当する。

2014 年 4 月 7 日付第一審経営商業判決第 356/2014/KDTM-ST 号において、ホーチミン市人民裁判所は、次のどおり決定した。

「1 セラーである B 会社とバイヤーである A 一員有限会社間の 2011 年 6 月 7 日付売買契約第 FARCOM/RCN/IVC/036/2011 号を取消す。

B 会社に対し、契約第 FARCOM/RCN/IVC/036/2011 号により配達したコートジボワールの殻付カシューナッツの 1000 トンの返却を、ドンナイ省、L 県、C 村、1 A 国道、C2 区に所在する A 一員有限会社の倉庫で受けることを命じる。判決が有効となる日から 30 日が経過した後、B 会社が貨物を受け取りに来ない場合、判決執行機関は、法令の定めるところにより、A 一人有限会社の倉庫のスペースを返すためその貨物を販売することができる。

2 2011 年 7 月 7 日に E 株式会社商業銀行 DD 支店が発行した後払い L/C 第 1801ILUEIB110002 号は、決済効力を有しなくなる。E 株式会社商業銀行は、2011 年 7 月 7 日に E 株式会社商業銀行 DD 支店が発行した後払い L/C 第 1801ILUEIB110002 号により N 銀行に対し決済する義務がない。

E 株式会社商業銀行に対し、A 一人有限会社に L/C 決済の担保財産としての 1,313,308.85 USD の供託金を返還するよう命ずる。

3 判決が有効となる時まで、ホーチミン市人民裁判所による 2011 年 9 月 23 日付決定第 101/2011/QĐ-BPKCTT 号の緊急保安措置及びホーチミン市人民裁判所による決定第 2011 年 9 月 23 日付 100/2011/QĐ-BPĐB 号の担保措置を継続に適用する。判決が有効となったとき、A 一人有限会社は、担保措置の設定を強制するホーチミン市人民裁判所による 2011 年 9 月 23 日付決定第 100/2011/QĐ-BPĐB 号に基づき、T 銀行 P 支店における凍結講座第 1022130.3441.012 号で担保財産の預けとして供託した 15 億ドンの金員を回収することができる。

4 A 一人有限会社が 694,188,774 ドンに相当する 33,270.49 USD を賠償するような N 銀行の請求を認容しない。」

その他、判決では、訴訟費用、延払利子及び控訴期限について決定した。

2014 年 4 月 21 日に、E 株式商業銀行は、上記の第一審経営商業判決の全ての内容につき控訴状を提出した。

2015 年 8 月 26 日付第二審審理の中止決定第 29/2015/QĐPT-KDTM 号では、ホーチミン市に所在する高級人民裁判所が次のとおり決定した。

1 「商品売買契約の紛争」に関する 2014 年 8 月 18 日付経営商業事件第 29/2015/QĐPT-KDTM 号の審理を中止する。

2 2014 年 4 月 7 日付ホーチミン市人民裁判所による第一審経営商業判決第 356/2014/KDTM-ST 号は、2015 年 8 月 26 日から法的効力が発生する。」

その他、裁判所は、訴訟費用について決定した。

2015 年 9 月 10 日に E 株式商業銀行は、最高人民裁判所の長官に対し、第一審経営商業判決及び第二審審理の中止決定を監督審の手続きにより再検討するような申請書を提出した。

2016 年 3 月 7 日付決定第 11/2016/KN-KDTM 号において、最高人民裁判所の長官は、2015 年 8 月 26 日付ホーチミン市に所在する高級裁判所による経営商業事件の第二審審理の中止決定第 29/2015/QĐPT-KDTM 号に対し、異議申立てをし、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、監督審による審理をし、2015 年 8 月 26 日付ホーチミン市に所在する人民高級裁判所による第二審審理の中止決定第 29/2015/QĐPT-KDTM 号及び 2014 年 4 月 7 日付ホーチミン市人民裁判所による第一審経営商業判決第 356/2014/KDTM-ST 号を破棄し、第一審の手続きにより再審理するため、事件の書類をホーチミン市人民裁判所に交付するよう請求した。

監督審公判において、最高人民検察院の代表は、最高人民裁判所裁判官評議会に対し、最高人民裁判所の長官の異議申立てを認容するよう請求した。

裁判所の認定

【1】2011 年 6 月 7 日に、A 一人株式会社（バイヤー）及び B 会社（セラー）は、2011 年 6 月 7 日付契約を締結し、その内容は、バイヤーが、1000 トンの殻付カシューナッツを、船荷証券に従う商品の配達日から 90 日以内に 98% の L/C 決済による後払いという決済方法により購入することである。

【2】上記の契約を履行するに当たって、A 会社は、E 株式商業銀行に対し、L/C 第 1801 号の発行を依頼し、それにつき、1,313,308.85 USD の供託金を納付した。

【3】商品がホーチミン市の港に到着したとき、バイヤーは、ホーチミン市の Vinacontrol に対し、契約第 8 条、第 11 条に従って商品の品質を鑑定するよう請求した。

【4】Vinacontrol による 2011 年 8 月 31 日付商品の重量、品質及び状態を確認する鑑定証書によれば、2 回のサンプルカットにおけるカシューナッツの仁の回収率は、第 1 回目が 38.2 lbs/80kg であり、第 2 回目が、38.2 lbs/80kg であった。

【5】カシューナッツの仁の回収率が、契約における合意した割合より低かったため、バイヤーは、セラーに対しメールでクレームしたが、セラーは、協力しなかった。そのために、バイヤーは、提訴し、2011 年 6 月 7 日付契約を取消し、その貨物の全部をセラーに返却し、2011 年 7 月 7 日に E 株式商業銀行が発行した L/C 第 1801 号により決済義務を取消し、E 株式商業銀行に対し、2011 年 7 月 7 日付 L/C 第 1801 号による決済の保証としての 1,313,308.85 USD の供託金を返還するよう請求した。

【6】事件の書類における資料、証拠に基づき、次のことが判明した。2011 年 6 月 7 日付契約の形式及び内容は、法令の規定に違反せず、商品売買契約における当事者の権利義務に関する 2005 年商法第 2 節の条項の規定に適合しており、当事者が契約第 15 条で、紛争が発生したとき、その解決のためベトナム法令を適用すると合意した。

【7】解決過程で、第一審裁判所は、被告（セラー）の召喚につき司法委託手続きを進め、被告に対し原告の提訴請求を通知した。それを同時に、提訴請求に対する被告の意見を知らせる文書を送信するよう請求した。被告は、召喚書及びそれらの通知を受けたが、原告の提訴請求に対し返信意見を出さなかった。

【8】バイヤーが提供した Vinacontrol の 2 つの鑑定証書に基づき、セラーが 2011 年 6 月 7 日付売買契約に適合しない商品の交付につき、悪意過失があったと確定する根拠があるため、商法第 39 号に基づき、バイヤーは、商品の受け取りを拒否することができる。他方で、Vinacontrol の鑑定証書があった後、バイヤーは、商品の品質についてクレームしたが、セラーは協力しなかった。セラーは合意した品質に応じて商品を配達せず、それにより、バイヤーは、契約締結の目的を達することができないため、セラーは、契約の基本的な義務に反したと確定する根拠がある。そのため、第一審裁判所が契約の取消しを決定したことは、商法第 3 条第 13 項、第 312 条に定める根拠に適合したものである。しかし、契約の取消しの法的結果を解決するとき、第一審裁判所は、セラーに対し、バイヤーに受取った金員（もしあれば）を返還し、損害賠償することを強制しなかった。それは、事件を正確に解決しないことになってしまった。

【9】L/C 第 1801 号の取消の請求の解決について

【10】バイヤーの後払い L/C の発行依頼に基づき、E 株式会社商業銀行 DD 支店は、2011 年 7 月 7 日に L/C 第 1801 号を発行した。具体的に、

【11】-L/C の価値：1,357,790 USD

【12】-信用状の形式：取消不能

【13】-目的：コートジボワールから 1000 トンの殻付カシューナッツを購入すること

【14】-買取銀行：シンガポールの N 銀行

【15】-受取者：B 会社

【16】請求者：A 会社

【17】-適用規則：最新 UCP

【18】その後、E 株式会社商業銀行は、N 銀行から金銭の支払い請求の書類の 3 セットを受け、総額は、1,313,308.85 USD である。具体的に、

【19】2011 年 7 月 25 日：961,813.66 USD の書類セット、支払日は、2011 年 9 月 29 日である。

【20】2011 年 7 月 29 日：312,517.11 USD の書類セット、支払日は、2011 年 10 月 17 日である。

【21】2011 年 8 月 9 日：38,978.08 USD の書類セット、支払日は、2011 年 10 月 17 日である。

【22】L/C の条件に満たす書類セットを受けた後、E 株式会社商業銀行は、バイヤーに対し、公文書及び書類セットを送付し、バイヤーが「ドキュメントセットを十分に受けた」と確認し、価値及び期限のとおり決済すると誓約した。それに基づき、E 株式会社商業銀行は、N 銀行に対し、上記の書類の 3 セットの支払日における決済を承認すると電報した。

【23】信用上の決済に関するベトナム法令の定めるところにより、

【24】2010 年金融機関第 3 条第 4 項では、「銀行活動に参加する組織、個人は、国際商業会議所が発行した国際商業慣習及びベトナム法令に反しないその他の商業慣習からなる商業慣習の適用を合意することができる」と定めている。

【25】「決済サービスを提供する組織を通じた決済活動の規則」に関する 2002 年 3 月 26 日付国家銀行決定第 226/2002/QĐ-NHNN 号第 16 号第 1 項では、次のように定めている。「信用状とは、条件付き誓約文書の一種であり、銀行が決済サービス使用者（信用状の発行請求者）の請求に基づき、次の目的のため発行するものをいう。

【26】信用状の条件に満たす書類セットを受けた後、受取者の命令に従い、直ちに、金銭を支払う若しくは、その他の銀行に対し金銭の支払いを委任すること、または信用状の条件に満たす書類セットを受けた後、受取者の命令に従い、将来の一定の時点に金銭を支払う若しくは、その他の銀行に対し金銭の支払いを委任することである」。

【27】決定第 226 号第 19 条第 1 項では、「信用状による決済：書類の開始・発行・修正・通知・確認・検査、決済及び信用状の決済における当事者の権利義務は、国際商業会議所 ICC が発行した又は当事者が合意した信用に関する一般原則及びベトナム法令の定めるところにより、実施する」と定めている。

【28】他方で、バイヤーの L/C 発行依頼書では、適用規則が、最新 UCP であると合意されている。国際商業会議所による 2007 年付第 6 回の改訂信用状統一規則（UCP 600）によれば、

【29】「信用状とは、いかなる名称が付されまたは表示がなされているかを問わず、取消不能であって、充足した提示を引受するときの決済の発行銀行の確約となる取決めをいう。」（第2条）

【30】「本質に、信用は、信用の基礎となる売買契約及びその他の契約と独立した取引である。銀行は、信用がそのような契約を引用するとしてもそのような契約に関連せず、拘束しない。そのため、銀行の決済又は決済の交渉の誓約は、...信用の発行を請求した者の、彼らと発行銀行又は受取者の間の関係により発生したクレーム又は弁解から影響を受けない。」（第4条）
【31】「銀行は、書類が関連する商品、サービス又はその他の実施とのではなく、書類と取引を行う。」（第5条）

【32】「発行銀行は、L/C を発行した時点から、決済に対し、取消することができないと拘束される。」（第7条）

【33】発行銀行は、提示が適切であると確定したとき、決済しなければならない。」（第15a条）

【34】このように、バイヤーの L/C 発行依頼及び発行された L/C の内容に従って、L/C 第1801号は、2011年6月7日付商品売買契約と独立した取引であり、UCP 600により規律され適用される。UCP 600の定めるところにより、E株式会社商業銀行は、発行銀行として、提示した書類が適切であると確定したとき、決済しなければならない。

【35】上記の L/C の書類セットにつき、次のとおり定めている。書類セットは、独立した鑑定官が発行した重量・品質の証書（商品が到着港でどの検証機関により検証しなければならないかと定めていない）を含む。提示した書類セットにおいて、外国鑑定官により発行した重量・品質の証書があったため、L/C の定めに適合する。同時に、バイヤーは、書類セットの認容を署名し、価値を十分に、期限のどおりに決済すると誓約した。しかしながら、第一審裁判所は、ホーチミン市 Vinacontrol の鑑定の結論（到着港で）に基づき、書類セットが適式ではないと結論した。これは、L/C の定め及びバイヤーの誓約に適合しない。

【36】事件の解決過程において、N 銀行は、適式の書類セットをネゴシエーションし、セラーに対し、2011年7月25日、2011年7月28日及び2011年8月8日に決済を行ったとする同時に、セラーに対する決済をしたことを証明するに当たり、輸出の領収書のネゴシエーションの通知書を提示した。しかし、その書類以外、N 銀行は、セラーに決済したと表示することができるその他の書類を全く提示することができない。そのため、この場合、第一審裁判所は、N 銀行がセラーに決済したか否か、決済した場合に決済した金額はいくらかを確認するため、書類、証拠を収集しなければならない。N 銀行が L/C 第1801号に従ってセラーに決済した場合、E株式会社商業銀行は、N 銀行の請求に答える必要がある。そのような問題が明確にされないにもかかわらず、第一審裁判所は、L/C 第1801号による決済が2011年6月7日付商品売買契約の一部としていた。また、それを根拠に、その契約が全部取消されたとき、当事者は、契約で合意した義務を履行する必要がなくなり、L/C 第1801号が決済効力を有さず、E株式会社商業銀行が、この L/C に従って N 銀行に決済する義務がなくなるとする同時に E 株式会社商業銀行に対し、バイヤーに 1,313,308.85 USD の供託金を返還するよう強制した。このような判断は、根拠が不十分であり、UCP 600 の規定に適合しない。

【37】第一審の審理の後、E 株式会社商業銀行は、上記の第一審判決の全部を控訴した。第二審裁判所は、事件を審理するとの決定を下し、2014年9月25日、2014年10月27日、2014年10月31日、2015年4月16日の公判期日に参加するような当事者へ召喚状を送付したが、これらの公判期日は、当事者の欠席、検察院の代表の欠席、司法委託の実行に時間が必要などの理由のため、延期された。

【38】2015年5月29日付決定第09/2015/QĐPT-KDTM号に、ホーチミン市に所在する最高人民裁判所の第二審裁判所は、B 会社を第二審公判期日に参加するような召喚の司法委託手続きを行うため、第二審の審理を停止すると決定した。

【39】2015年8月10日付番号付けない決定で、ホーチミン市に所在する高級人民裁判所は、2015年8月26日に事件の第二審の審理を行うと決定した。

【40】2015年8月19日に、E株式会社商業銀行が上記の公判期日への参加の召喚状を受けたが、E株式会社商業銀行は、2015年8月24日に、委任代表者であるファーアイン K が出張に行ったことを理由に、公判延期を請求した。2015年8月26日の公判において、第二審裁判所は、K の

公判延期の請求を認容せず、E 株式会社商業銀行（控訴者）が適式に 2 回の召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかったとし、第二審の審理を中止する決定を下した。

【41】上記のホーチミン市に所在する高級人民裁判所が第二審の審理の中止決定を下したことは、適法ではない。すなわち、2012 年 12 月 3 日付最高人民裁判所裁判官評議会による議決第 06/2012/NQ-HĐTP 号第 13 条第 2 項では、「民事事件の第二審の審理の停止決定があった場合、審理準備期間は、停止決定を下した日に終了する。第二審の審理の準備期間は、第二審裁判所が停止の事由がなくなったため、事件の第二審の審理を引き続き行うとした日から再開する」。このように、この事件の停止決定があったため、第二審裁判所が事件の第二審の審理を引き続き行うとき、第二審の審理の準備期間は、第二審裁判所が事件の審理の決定を下した日（2015 年 8 月 10 日）から再開する。そのため、2015 年 8 月 26 日の公判では、控訴者（E 株式会社商業銀行）が欠席した場合、これは、適式に 1 回裁判所から召喚を受けたにもかかわらず欠席したこととなり、正当な理由があったか否かを問わずに、裁判所は、2011 年改正補足民事訴訟法第 266 条及び 2012 年 12 月 3 日付最高人民裁判所裁判官評議会による議決第 06/2012/NQ-HĐTP 号第 16 条の定めるところにより、公判を延期しなければならない。そのため、E 株式会社商業銀行の代表は、不可抗力の事象のためでなく適式に 2 回召喚を受けたが出頭しないと、第二審の審理の中止決定を下したという第二審裁判所の判断は、正確ではなく、訴訟手続きに重大な違反であり、当事者の適法な権利、利益に悪影響を及ぼす。

上記を踏まえて、民事訴訟法第 337 条第 2 項、第 343 条第 3 項、第 345 条に基づき

決定

1 2016 年 3 月 7 日付最高人民裁判所の長官による異議申立ての決定第 11/2016/KN-KDTM 号を認容する。

2 2015 年 8 月 26 日付ホーチミン市に所在する高級人民裁判所による第二審の審理の中断決定第 29/2015/QĐPT-KDTM 号を破棄し、2014 年 4 月 7 日付ホーチミン市人民裁判所による第一審経営商業判決第 356/2014/KDTM-ST 号を破棄する。

3 法令の定めるところにより、再審理を行うため、事件の書類をホーチミン市人民裁判所に対し交付する。

判例の内容

「【34】このように、バイヤーの L/C 発行依頼及び発行された L/C の内容に従って、L/C 第 1801 号は、2011 年 6 月 7 日付商品売買契約と独立した取引であり、UCP 600 により規律され適用される。UCP 600 の定めるところにより、E 株式会社商業銀行は、発行銀行として、提示した書類が適切であると確定したとき、決済しなければならない。

【36】...第一審裁判所は、L/C 第 1801 号による決済が 2011 年 6 月 7 日付商品売買契約の一部としていた。また、それを根拠に、その契約が全部取消されたとき、当事者は、契約で合意した義務を履行する必要がなくなり、L/C 第 1801 号が決済効力を有さず、E 株式会社商業銀行が、この L/C に従って N 銀行に決済する義務がなくなるとする同時に E 株式会社商業銀行に対し、バイヤーに 1,313,308.85 USD の供託金を返還するよう強制した。このような判断は、根拠が不十分であり、UCP 600 の規定に適合しない。」